

平成 25 年 9 月亀山市議会定例会 提出議案

条例制定・改廃の背景及び趣旨

頁

議案第 55 号 亀山市税条例の一部を改正する条例	1
議案第 56 号 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例	3
議案第 57 号 亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	4

件 名	亀山市税条例の一部を改正する 条例	財務部 税務室
-----	----------------------	------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、同法による改正について、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が6月12日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（1）年金所得者に対する納税の便宜を図るとともに、市における税務業務の効率化を図るため、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度を次のように見直します。

ア 現行制度では他の市町村へ転出した場合は、公的年金からの特別徴収を中止し、普通徴収に切り替えていますが、特別徴収を継続できるものとします。<第42条の2関係>

イ 年間の特別徴収税額を平準化させるため、仮徴収税額を前年度の年税額の2分の1とします。<第42条の5関係>

（2）平成28年1月1日以後、金融所得課税について損益通算の範囲が拡大されるとともに、公社債等に対する課税制度が所得税及び地方税とともに見直されることから、次のとおり規定の整備を行います。

ア 「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行います。<附則第30条の2関係>

イ 「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税が「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税とに区分されたことに伴う規定の整備を行います。<附則第14条の3、附則第36条及び新附則第36条の2関係>

ウ 「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行います。<附則第42条の2関係>

(3) 総務省自治税務局長からの通知において条例から削除することが望ましいとされた、単に課税標準の計算の細目を定める規定を削除します。

<旧附則第36条の2、旧附則第37条、附則第38条、附則39条、附則第39条の2、附則第40条、附則第42条及び附則第42条の3関係>

3 その他

施行日は、次のとおりとします。

- ・2の(1)・・・平成28年10月1日
- ・2の(2)及び(3)・・・平成29年1月1日

(参考)

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し：改正内容（1）イ関係

<現行> ※1回分の仮徴収税額=前年度の2月分の本徴収税額

年度	年税額	仮徴収税額 (4・6・8月)	本徴収税額 (10・12・2月)
A	120,000円	20,000円	20,000円
A+1	66,000円 医療費控除等による税額の減少	20,000円	2,000円
A+2	120,000円	2,000円	38,000円
A+3	120,000円	38,000円	2,000円



<改正後> ※1回分の仮徴収税額=前年度分の年税額の6分の1

年度	年税額	仮徴収税額 (4・6・8月)	本徴収税額 (10・12・2月)
A	120,000円	20,000円	20,000円
A+1	66,000円 医療費控除等による税額の減少	20,000円	2,000円
A+2	120,000円	11,000円	29,000円
A+3	120,000円	20,000円	20,000円

件 名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
-----	------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、同法による改正について、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が6月12日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（1）地方税法において東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を延長する長期譲渡所得の課税の特例規定について改正がされたことに伴い、引用条項の整備を行います。 **＜第1条中 附則第21項関係＞**

（2）地方税法の改正により「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行います。 **＜第2条中 附則第7項関係＞**

（3）地方税法の改正により「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税が「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税とに区分されたことに伴う規定の整備を行います。

＜第2条中 附則第10項及び新附則第11項関係＞

（4）地方税法の一部を改正する法律による「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行います。 **＜第2条中 附則第19項関係＞**

（5）総務省自治税務局長からの通知において条例から削除することが望ましいとされた、単に課税標準の計算の細目を定める規定を削除します。

＜第2条中 旧附則第11項、附則第12項、附則第13項、附則第15項及び附則第21項関係＞

3 その他

施行日は、2の（1）については平成26年1月1日とし、2の（2）から（5）までについては平成29年1月1日とします。

件 名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	建設部 建築住宅室
-----	--------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第72号）が平成25年7月3日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

また、現在、老朽化が著しい市営住宅については入居者の退去後に順次用途を廃止していく方針としていることから、市営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（1）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の適用対象が拡大され、題名が改正されることから、条例で引用する法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めます。<第6条関係>

この改正により、配偶者からの暴力の被害者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者についても、この条例で定める「特に居住の安定を図る必要がある者」となります。

（2）次のとおり市営住宅の用途を廃止します。<別表第1関係>

建築年度	名 称	用途廃止戸数（廃止後の戸数）
昭和30年度	亀田（落崎）住宅	1戸（0戸）
昭和36年度	野村住宅	1戸（4戸）
昭和38年度	亀田（尾崎）住宅	3戸（6戸）

3 その他

施行日は、2の（1）については「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行の日（平成26年1月3日）とし、2の（2）については公布の日とします。